

## 審 査 メ モ

### 1 今回申請された計画

農林業センサス（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「調査の名称」「調査対象の属性的範囲」「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）「集計事項」を、以下のとおり変更して実施する計画である。

#### (1) 調査の名称の変更

[前回資料 3 - 1 参照]

#### (2) 調査対象の属性的範囲の変更

[前回資料 3 - 1 参照]

#### (3) 調査事項の変更

##### 【農林業経営対調査票】

[前回資料 3 - 1 参照]

##### 【農山村地域調査票（市町村用）】

#### ア 森林面積を把握する調査項目の内訳区分欄の追加

所有形態別の森林面積・林野面積を把握する調査事項において、「森林計画による森林面積」の内訳として「うち人工林」を、「現況森林面積」の内訳として「うち森林計画対象」を、更にもその内訳として「うち人工林」の項目を、それぞれ追加する。

また、所有形態区分のうち、「森林整備法人（林業公社・造林公社）」を「森林整備法人」に変更する。

**【変更前】**

**【1】 森林面積・林野面積**  
所有形態別に森林面積・林野面積を ha 単位で記入してください。 (単位: ha)

		森林計画による森林面積	現況森林面積	森林以外の草生地 (野草地)	林 野 面 積
		①	②	③	④ (②+③)
国	林野庁	01	前調査		
			今回値		
有	林野庁以外の官庁	02	前調査		
			今回値		
民	独立行政法人など	03	前調査		
			今回値		
公	都道府県	04	前調査		
			今回値		
有	森林整備法人 (林業公社・造林公社)	05	前調査		
			今回値		
有	市区町村	06	前調査		
			今回値		
私	財産区	07	前調査		
			今回値		
有	私 有	08	前調査		
			今回値		
合	計	09	前調査		
			今回値		

【変更後】

【1】森林面積・林野面積

所有形態別に森林面積・林野面積をha単位で記入してください。

(単位:ha)

			森林計画による森林面積		現況森林面積		森林以外の 草生地 (野草地)	林野面積
			①	うち人工林 ②	③	うち森林 計画対象 ④		
国	林野庁	01	前回値					
		今回値						
有	林野庁 以外の 官庁	02	前回値					
		今回値						
民	独立行政 政法人 等	03	前回値					
		今回値						
公	都道府 県	04	前回値					
		今回値						
有	森林 整備 法人	05	前回値					
		今回値						
有	市区 町村	06	前回値					
		今回値						
有	財産 区	07	前回値					
		今回値						
有	私有	08	前回値					
		今回値						
有	合計	09	前回値					
		今回値						

(審査状況)

平成30年税制改革大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、森林環境税（仮称）<sup>(注1)</sup>を国税として課税した上で、集められた税の全額を、森林整備等を行う地方公共団体に対して森林環境譲与税（仮称）<sup>(注2)</sup>として譲与することとされ、その譲与基準の1つとして、人工林の面積を用いることとされている。

これに対応した客観的な指標として、森林計画面積及び現況森林面積の内訳として、森林計画対象の人工林面積を把握する項目を追加する計画である。

また、林業公社、造林公社ではない森林整備法人も存在することから、「森林整備法人（林業公社・造林公社）」の（林業公社・造林公社）の表記を削除する計画である。

(注1) 森林整備等に必要財源に充てるため、個人住民税の均等割の納税者から、国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村が徴収することとされている。

(注2) 国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準（人工林面積及び林業就業者数）に基づき譲与（配分）することとされている。

これらについては、政策ニーズを踏まえたデータの把握、実態に合わせた表記の変更であり、おおむね適当と考えるが、内訳項目の設定について、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか等を確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項の結果は、これまで具体的にどのような行政施策に利活用されてきたのか。「林業公社・造林公社」の削除による利活用上の支障は生じないのか。
- 2 追加する内訳項目については、どのような制度等に基づき、市町村が把握しているデータか。利活用や報告負担軽減の観点からみて、改善の余地はないか。



地面積及び林野面積を把握可能な統計や行政記録情報等は存在するのか。  
 2 利活用状況を踏まえ、削除による支障等は生じないか。

【農山村地域調査票（農業集落用）】

ア 立地条件及び農業集落の概況を把握する調査事項の削除

(ア) 立地条件を把握する調査事項の削除

立地条件として最も近いD I D（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間を把握する調査事項を削除する。 【変更後】

削除

【1】立地条件等（最も近いD I D（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）

農業集落の中心地から、最も近いD I Dの中心地にある施設及び生活関連施設に行く際に**使用している主な交通手段**と**施設までの所要時間**で該当するもの**1つにそれぞれ○**を付けてください。

小学校・中学校は、通学にかかる時間と主な交通手段を記入してください。

農業集落に最も近いD I Dの中心地にある施設名											
		主な交通手段(いずれかに○)				所 要 時 間 (いずれかに○)					
		徒歩	自転車	自動車 (原付含む)	バス・ 鉄道など	15分未満	15分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間 30分以上	
上記の施設まで	111	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	
最寄りの生活関連施設	市区町村役場	112	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	農 協	113	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	警察・交番	114	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	病院・診療所	115	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	小 学 校	116	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	中 学 校	117	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	公 民 館	118	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
スーパーマーケット・コンビニエンスストア	119	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	

(イ) 農業集落の概況を把握する調査事項の削除

農業集落内の総戸数及び総土地面積・耕地面積の状況を把握する調査事項を削除する。

【2】農業集落の概況

【変更後】

1 農業集落内の総戸数  
 農業集落内の総戸数について記入してください。

総戸数(戸)
211 . . . . .

前回戸数

総戸数とは、農家と農家以外の家を合計した戸数です。

削除 面積・耕地面積の状況

農業集落の総土地面積、耕地面積を田、畑、樹園地別に ha 単位で記入してください。

(単位: ha)

		面 積					前回面積
総土地面積	221	.	.	.	.	.	
耕地面積計	222	.	.	.	.	.	
田	223	.	.	.	.	.	
畑 (牧草地含む)	224	.	.	.	.	.	
樹園地	225	.	.	.	.	.	

## (ア) 立地条件を把握する調査事項の削除

### (審査状況)

兼業化・過疎化が進む中で、当該農業集落の立地条件を把握するため、本調査事項により、地域への定住条件となる生活に必要な各種施設等までの所要時間を把握してきたが、民間の地図情報及びカーナビ情報等の経路検索技術を活用して把握することとし、削除する計画である。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 民間の地図情報及び経路検索技術の活用により、これまで本調査事項から得られたデータと同一のデータを取得することは可能か。当該データを用いて、これまでと同様の結果が公表・提供されるのか。
- 2 利活用状況等を踏まえ、削除しても支障等は生じないか。

## (イ) 農業集落の概況を把握する調査事項の削除

### ① 農業集落内の総戸数を把握する調査事項の削除

#### (審査状況)

本調査事項については、これまで地域の過疎化、混在化の状況を明らかにするため把握してきたものであるが、新たにできた居住区の把握が困難な状況にあることから、国勢調査（総務省の所管する基幹統計調査）の小地域統計と国土地理院地図の建物数を基に世帯数を把握することとし、削除する計画である。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査事項の結果は、これまでどのような行政施策に利活用されていたのか。
- 2 国勢調査の小地域統計と国土地理院地図の建物数を基に、どのようにして農業集落内の総戸数を把握するのか。代替データと本調査との把握時点の違いや空き家の把握等の観点からみて、的確に把握することは可能か。代替データを用いて、これまでと同様の結果が公表・提供されるのか。
- 3 代替データによる的確な把握及び利活用状況を踏まえ、削除しても支障等は生じないか。

### ② 農業集落内の総土地面積・耕地面積の状況を把握する調査事項の削除

#### (審査状況)

農業集落内の総土地面積及び田・畑（牧草地を含む）・樹園地別の耕地面積を把握する調査事項については、農業集落地図ポリゴン及び筆ポリゴンデータから算出可能であることから、削除する計画である。

これについては、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適切と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 本調査事項の結果は、これまでどのような行政施策に利活用されていたのか
- 2 農業集落地図ポリゴン及び筆ポリゴンとは何か。また、当該データからは、どの

ような情報が把握できるのか。筆ポリゴンデータでは、樹園地は畑に包含されるため、樹園地面積は分からないとしているが、当該データにより得られる情報と、これまで本調査事項により把握されてきた結果でどのような違いがあるのか。当該データを用いて、これまでと同様の結果が公表・提供されるのか。

3 利活用状況等を踏まえ、削除しても支障等は生じないか。

## イ 寄り合いの開催と地域活動の実施状況を把握する調査事項の変更

過去1年間の寄り合いの開催回数を把握する調査項目について、実数による把握から、開催頻度に係る選択記入方式に変更する。

また、寄り合いの開催状況と地域活性化のための活動状況を把握する調査項目を一体化し、寄り合いの議題に係る選択肢と、地域活性化のための活動内容に係る選択肢を整理・統合する。

### 【変更前】

#### 【3】農業集落内での活動状況

1 寄り合いの開催状況  
この農業集落内では、過去1年間に「寄り合い（集会、常会、会合など）」が開催されましたか。開催がある場合は「ある（回数）」欄に開催回数を記入し、寄り合いの議題について、該当するものすべてに○を付けてください。

①	寄り合いの開催 (いずれかに記入)		②	寄り合いの議題 (該当するものすべてに○)		前回値
	なし 311	ある (回数) 312		農業生産にかか る事項	313	
				農道・農業用 排水路・ため 池の管理	314	○
				集落共有財 産・共用施設 の管理	315	○
				環境美化・自 然環境の保全	316	○
				農業集落行 事(祭り・イ ベントなど)の 計画・推進	317	○
				農業集落内 の福祉・厚生	318	○
				再生可能エ ネルギー組 への取組	319	○

### 【変更後】

#### 【1】寄り合いの開催と地域活動の実施状況

この地域では、過去1年間に「寄り合い（集会、常会、会合など）」が開催されましたか。寄り合いの回数について、いづれかにマークを付けてください。  
寄り合いがある場合は、寄り合いの議題について、該当するものすべてにマークを付け、議題となったそれぞれの取組について、具体的な活動状況に該当するいづれかにマークを付けてください。

①	寄り合いがない	○	前回結果	<記入の仕方> マークは、右の記入例のように濃く塗りつぶしてください。
	年に1～2回	○		
	寄 り 合 い が あ る	○		
	四半期に1回程度 (年に3～5回)	○		
	2か月に1～2回程度 (年に6～11回)	○		
月に1～2回程度 (年に12～23回)	○	「寄り合い」は、次の2つの合計回数を選択してください。 ①集落全体についての寄り合い ごみ・資源の回収、防災訓練、祭りや運動会の開催、道路の清掃や補修、集会所の改築など ②農業生産についての寄り合い 防除や草刈り等の共同作業、農業機械や出荷施設の整備、農道・水路の管理など 集落内で地区ごとに分かれて寄り合いを行った場合は、平均的な回数を選択してください。		
月に2回以上 (年に24回以上)	○			
寄り合いの開催は回数が	○			
②	農業生産にかか る事項		○	活動が行われている場合
	農道・農業用 排水路・ため 池の管理		○	(地域の取組として)活動が行われている
	集落共有財 産・共用施設 の管理	○	活動が行われていない	
	環境美化・自 然環境の保全	○	都市住民・NPO・学 校・企業との交流 を行っている	
	農業集落行 事(祭り・イ ベントなど)の 実施	○	単独の他の農業 集落と共 に活動	
	農業集落内 の福祉・厚生	○	個別に活動	
	定住を推 進する取組	○	(いづれかにマークを付けてください)	
	グリーン・ ツーリズム の取組	○	(該当するものにマーク)	
	6次産業 化への取組	○	○	
	再生可能 エネルギー への取組	○	○	
	その他	○	○	

### (審査状況)

本調査事項は、農業集落としての機能の有無及び充実度を測る指標として把握しているものであるが、過去1年間の寄り合いの開催状況について、本調査項目の利活用状況にかんがみ、これまでの開催回数（実数）による把握から、「年に1～2回」「四半期に1回程度（年に3～5回程度）」等の選択記入による把握方法に変更する計画である。

また、これまで寄り合いの議題の内容を把握する調査項目と、地域活性化のために行っている活動内容を把握する調査項目を別立てとしていたが、活動の実施に当たっては、寄り合いによる合意形成を伴うことが一般的である。このため、別立てとしていた2つの項目を一体化するとともに、寄り合いの議題及び活動内容に係る共通の選択肢とするよう、選択肢を整理・統合する計画である。

これらについては、調査結果の利活用状況や農業集落の実情等を踏まえて変更するものであり、おおむね適当と考えるが、利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか確認する必要がある。

### (論点)

- 1 これまでの寄り合いの開催回数（実数）については、どのように集計・分析していたのか。また、本調査項目の結果については、行政施策において具体的にどのように利活用されているのか。選択記入方式への変更及び選択肢の設定は、利活用等に対応したものとなっているか。
- 2 寄り合いの議題及び地域活性化のための活動状況に係る調査項目の結果は、行政施策において、具体的にどのように利活用されているのか。選択肢の設定は、どのような考えによるものか。利活用等を踏まえ、選択肢の設定は、適切なものとなっているか。

### (4) 報告を求めるために用いる方法等の変更

各調査票において、下表のとおり、変更する。（詳細については、後述ア、イのとおり。）

表 各調査票における調査方法

調査票名	変更前（2015年調査）	変更後（2020年調査）
農林業経営体調査票	配布：調査員 都道府県又は市町村の職員 回収：調査員 都道府県又は市町村の職員	配布：調査員 都道府県又は市町村の職員 回収：調査員 都道府県又は市町村の職員 <u>オンライン（政府統計共同利用システム）</u>
農山村地域調査票 （市区町村用）	配布：郵送 <u>申し出があった場合、LGWANを活用したオンライン（電子メール）</u> 回収：郵送 <u>申し出があった場合、LGWANを活用したオンライン（電子メール）</u>	配布：LGWANを活用したオンライン（電子メール） <u>申し出があれば郵送</u> 回収：LGWANを活用したオンライン（電子メール） <u>申し出があれば郵送</u>
農山村地域調査票 （農業集落用）	配布：調査員 回収：調査員	配布：民間事業者による郵送又はオンライン 回収：民間事業者による郵送又はオンライン 回収できない場合及び申し出があった場合は調査員

## ア 農林業経営体調査票及び農山村地域調査票（市区町村用）におけるオンライン調査の全面導入

農林業経営体調査票において、従来の調査員調査と併用し、オンライン調査を全面導入するとともに、農山村地域調査票（市区町村用）において、オンライン調査を基本とし、報告者から申し出があった場合に限り、郵送調査により実施するよう変更する。

### （審査状況）

前回調査の農林業経営体調査票では、同調査が全国の全ての農林業経営体（約173万経営体）を対象とする大規模な調査であるため、全ての農林業経営体を対象にオンライン調査を導入した場合、円滑な調査の実施に支障が生じることを懸念し、全国農業地域別<sup>（注）</sup>に1～2市町村内の全ての農林業経営体（家族経営体及び組織経営体約1万～2万経営体）を対象に、従来の調査員調査と併用する形で、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を試行的に実施したが、今回調査では、オンライン調査を全面導入する計画である。

（注） 「全国農業地域」とは、北梅道、東北、北陸、関東・東山（北関東、南関東、東山）、東海、近畿、中国（山陰、山陽）、四国、九州（北九州、南九州）及び沖縄をいう。

また、前回調査の農山村地域調査票（市区町村用）では、郵送調査を基本としつつ、報告者からの申し出があった場合には、L GWANによるオンライン調査も可能としていたが、今回調査では、オンライン調査を基本とし、報告者からの申し出があった場合のみ、郵送調査により実施する計画である。

これらについては、報告者の利便性の向上、調査結果の正確性の確保及び統計調査業務の効率化等の観点から、おおむね適当と考えるが、オンライン調査の円滑な実施・利用推進を図るための方策等が適切に講じられているかなどについて確認する必要がある。

### （論点）

- 1 農林業経営体調査票（全国農業地域別、家族経営体・組織経営体別）及び農山村地域調査票（市区町村用）の回収率の推移及び前回調査におけるオンライン回答率は、どのようになっているか。その結果について、どのように評価しているか。また、未回収となった報告者分については、集計時にどのように対処しているか。
- 2 前回調査の農林業経営体調査票におけるオンライン調査の試行的実施に際し、オンライン回答の推進のため、具体的にどのような取組を行い、その効果はどうであったか、また、どのような課題・問題がみられたか（市区町村や調査員の事務負担など）。前回調査における検証・分析結果も踏まえ、今回調査では、オンライン回答の推進を図るため、具体的にどのような取組を追加する予定か。
- 3 農林業経営体調査票については、かなり複雑かつ多岐に亘る調査事項が設定されていることから、オンライン調査の全面導入に伴い、報告者が入力しやすいような措置を講じているか。また、オンライン回答については、パソコンのみでなく、スマートフォンやタブレットなどモバイル機器携帯型端末による回答も可能か、あるいは、今後可能とする予定はあるか。
- 4 上記を踏まえ、オンライン調査の全面導入については、適切なものとなっているか。



## イ 農山村地域調査票（農業集落用）における郵送調査又はオンライン調査の導入並びに民間事業者の活用

農山村地域調査票（農業集落用）について、従来の調査員調査に代えて、郵送調査又はオンライン調査を基本とし、郵送又はオンラインで回収できない場合のみ調査員が回収するほか、調査票の配布・回収や督促等の調査業務を民間事業者に委託して実施するよう変更する。

### （審査状況）

農山村地域調査票（農業集落用）については、従来、調査員調査により実施していたが、行政記録情報等の活用により調査事項の簡素化を図ること（審査メモ1（3）【農山村地域調査票（農業集落用）】のア参照）、平成27年の農林水産省設置法（平成11年法律第98号）の一部改正により、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの廃止等の組織再編が行われ、減少した地方拠点の調査事務の軽減を図る必要があることから、郵送調査又はオンライン調査を基本とした調査方法とし、郵送又はオンラインで回収できない場合に限り、調査員が回収するとともに、民間事業者を活用して調査票の配布・回収や督促、審査等の調査業務について民間事業者を活用するよう変更する計画である。

これについては、統計調査業務の効率化等の観点から、おおむね適切と考えるが、調査結果の正確性の確保等の観点から、回収率やオンライン回答率の推進を図るための方策等が適切に講じられているか等について確認する必要がある

### （論点）

- 1 これまでの調査員調査による回収率は、どのように推移しているか。
- 2 今回、郵送調査又はオンライン調査を基本とした民間委託による調査に変更することに伴い、回収率及びオンライン回答率の確保・向上のため、具体的にどのような取組を講じる予定か。民間事業者に対する委託契約書等において、どのような指示等（目標回収率の設定、督促の実施時期・実施方法・実施回数等）を行う予定か。
- 3 前回までは、予め選定された報告者で回答が得られない場合は、別の報告者を選び回答をしてもらっていたが、今回は始めの報告者で回答できない場合はどのように対応するのか。
- 4 上記を踏まえ、調査方法の変更及び民間事業者の活用については、必要かつ適切なものとなっているか。

## (5) 報告を求める期間の変更

農山村地域調査票（農業集落用）については、郵送調査を中心とする調査方法に変更することから、報告を求める期間を早め、回収できない場合の調査員調査の期間も確保する計画である。

表 報告を求める期間の変更

	変更前（2015年調査）	変更後（2020年調査）
調査票配布時期	平成27年4月1日（2015年）	2019年12月1日 ただし、上記期間に未回収の調査票については、次の期間で調査員調査を行う。 2020年4月1日
調査票回収時期	平成27年6月30日（2015年）	2020年2月28日 ただし、上記期間に未回収の調査票については、次の期間で調査員調査を行う。 2020年6月30日

### (審査状況)

「(4) 報告を求めるために用いる方法等の変更 イ」の農山村地域調査票（農業集落用）が郵送調査を中心とする調査方法に変更することに伴い、報告を求める期間を早め、回収できない場合の調査員調査の期間も設けるものである。

これについては、調査方法の変更に伴う変更であり、おおむね適当と考えるが、調査実施時期の早期化による支障等がないか確認することとしたい。

### (論点)

調査実施時期の変更により、調査員の活動時期等を勘案すると、調査の実施に支障等は生じないか。

## (6) 集計事項の変更

集計事項について、調査事項の追加・削除等に伴う所要の変更を行うとともに、行政記録情報等を活用した集計事項の拡充を行う。

### (審査状況)

集計事項について、調査事項の追加・削除に伴い、調査結果として作成される集計事項（集計表）の追加・削除等を行う変更である。

また、農山村地域調査票（農業集落用）に係る集計事項については、調査票から削除する農業集落の立地条件、世帯数、耕地面積の項目に代えて、民間の地図情報やカーナビ情報等、国勢調査の小地域統計（世帯数）、作物統計調査により作成される農業集落地図ポリゴン及び筆ポリゴンデータ<sup>(注1)</sup>のほか、多面的機能支払交付金<sup>(注2)</sup>及び中山間地域等直接支払交付金<sup>(注3)</sup>に関する行政記録情報等を活用する計画である。

本調査結果から得られる集計事項については、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズや利用実態を踏まえた変更を行うものであること等から、おおむね適当と考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能となるのか、表章区分は適当か等について確認する必要がある。

(注1) 農林水産省が実施する耕地面積調査等を母集団情報として、全国の土地を200メートル四方（北海道は、400メートル四方）の区画に区分し、そのうち耕地が存在する約290万区画について衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報のこと。平成29年から提供を開始した筆ポリゴンは、全市町村のうち約1,100市町村である。筆ポリゴンは、現況に近い農地の区画を地図上に表示して加工できるため、農地の集積・集約化等の分析に活用されることを期待している。

(注2) 農地・水・環境保全向上対策により、農地や農業用施設、農村環境を維持保全する活動に対して支援を行う制度として、「農地・水・保管理支払交付金」を平成19年度から、実施しており、平成26年度からは従来の制度を拡充し、農業の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手の負担を軽減することを目的とした「多面的機能支払交付金」として実施し、平成27年4月に日本型直接支払制度として法制化された。農林水産省では、多面的機能支払交付金の活動計画書に添付された協定対象区域図面を基に活動の対象農地の位置を特定し、該当農業集落の値として計上している。

(注3) 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、「中山間地域等直接支払制度」を平成12年度から実施しており、平成27年度から、法律に基づいた安定的な措置として第4期対策（平成27年度～平成31年度）を実施しているところ。農林水産省では、中山間地域等直接支払交付金の活動計画書に添付された協定位置図を基に対象農地の位置を特定し、該当農業集落の値として計上している。

## (論点)

- 1 調査事項の追加・削除、使用する行政記録情報等の拡充に伴い、変更等を行う集計表の表章（様式）は、具体的にどのようなものか（主な統計表）。
- 2 作成される集計表については、調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

## 2 「諮問第52号の答申 農林業センサスの変更について」（平成25年8月26日付け府統委第110号）における今後の課題への対応状況について

### (1) 国勢調査等の情報の活用について

#### 〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

過疎化・高齢化・混住化の進展により機能が大きく低下している農業集落が増加している中で、当該機能の維持について検討するために、国勢調査等により得られた情報（小地域別の年齢別人口、産業別就業者数等）を利用していくことは重要な課題である。

その重要性に鑑み、農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介したデータリンケージにより農業集落機能の維持に必要な分析に有用な統計の作成が可能となるように、農林水産省は、その前段階として進められている地域メッシュの電子地図への農林業経営体の位置情報の追加作業について、今後も引き続き取り組む必要がある。

### (審査状況)

本課題は、過疎化・高齢化等により機能が大きく低下している農業集落の機能維持に向けた検討・分析に資するため、農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介したデータリンケージによる統計作成が可能となるように、地域メッシュの電子地図に農林業経営体の位置情報を追加する作業を引き続き進めることを求めたものである。

これを踏まえ、農林水産省は、前回の2015年農林業センサス結果を基に、農林業経営体に位置情報を追加した地域メッシュ統計を作成し、平成30年度中にe-Stat（地図で見る統計 jSTAT MAP）において公開予定としており、これにより、国勢調査結果及び経済センサス-活動調査結果との地域メッシュを介したデータリンケージが可能になるとしている。

これについては、当該課題への対応を図るものとして、おおむね適当と考えるが、農業集落の機能維持に向けた検討・分析に資する観点から、更なる取組の余地はないか等について確認する必要がある。

#### (論点)

- 1 平成30年度中に公開予定としている農林業経営体に位置情報を追加した地域メッシュ統計とは、具体的にどのような内容か、また、どのような利活用を想定しているものか。当該統計については、いつ頃公開する予定か。
- 2 今回の2020年農林業センサス結果を踏まえ、農業集落機能の維持に必要な分析に資するため、更なる取組を検討しているか。

## (2) 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について

### 〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

最近、農村地域においては、農業就業者の高齢化や後継者不足により農家単独での営農活動が難しくなっていること、平成19年から講じられた水田・畑作経営所得安定対策において集落営農が施策の対象となったこと等から、零細農家が集落営農組織（農業集落を単位として営農活動を共同で行う組織）に加入するケースが急増している。

こうしたケースにおいて、農家が集落営農組織に参加し、当該組織の中で全ての営農活動を行うこととした場合、農林業センサスの調査結果では、例えば、①当該農家が、集落営農組織（組織経営体）の構成員になることによる農家（家族経営体）数の減少、②当該農家の経営していた耕地（自作地）が全て集落営農組織の借入耕地となることによる借入耕地面積の増加等の変化が生じることから、集落営農組織の進展による地域農業の構造変化を、その構成員の動向も含めて把握することは重要である。

このため、農林水産省は、農林業センサスにおいて、別途、一般統計調査で実施している集落営農実態調査で得た情報も活用しつつ、集落営農組織の設立やそれへの参加農家の増加等による農業構造の変化を把握・分析するための統計を作成することについて検討する必要がある。

### (審査状況)

本課題は、農業就業者の高齢化や担い手不足等により単独での農業経営が困難となっている零細農家が集落営農組織に加入するケースが急増している中、加入農家が全ての営農活動を当該組織内で行うこととした場合に農林業センサス結果に及ぼす影響・変化を踏まえ、農林水産省が別途実施している集落営農実態調査により得た情報も活用しつつ、農林業センサスにおいて、集落営農組織の設立やそれへの参加農家の増加等による地域農業の構造変化を的確に把握・分析することが可能な統計作成について検討することを求めたものである。

これを踏まえ、農林水産省は、平成28年集落営農実態調査結果から集落営農組織が展開している農業集落を特定し、集落営農の有無別に農林業センサスの農山村地域調査（農業集落用）の抽出集計した結果を平成28年集落営農実態調査報告書において公表しているほか、集落営農実態調査結果と農林業センサスの農林業経営体調査結果を経営体情報により照合して集落営農に該当する農業経営体を抽出し、農業経営体結果と比較可能な統計を作成の上、農林業センサス結果としてe-Statにおいて公表予定としている。また、2020年農林業センサスにおいては、農林業経営体調査票において、地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項を新たに追加することとしている。

これについては、集落営農組織の進展による地域農業の構造変化の把握・分析に資する

もの、当該課題への対応を図るものとして、おおむね適当と考えるが、集落営農組織の進展による地域農業の構造変化の把握・分析に資する観点から、更なる取組の余地はないか等について確認することとしたい。

【再掲】 農林業経営体調査票

(4) 地域の集落営農組織の構成農家  
地域の集落営農組織に参加していますか。  
該当するものに必ず記入してください。

参加していない	209	0
参加している	210	0
そのうち、オペレータとして従事	211	0

(論点)

- 1 平成28年集落営農実態調査結果として公表した、集落営農の有無別の農林業センサスの農山村地域調査（農業集落）の抽出集計結果とは、どのようなものか。
- 2 集落営農実態調査結果と農林業センサスの農林業経営体調査結果を照合し、集落営農に該当する農業経営体を抽出して作成予定としている農業経営体結果と比較可能な統計とは、具体的にどのようなものか。当該統計については、いつ頃公表される予定か。
- 3 集落営農組織の進展による地域農業の構造変化の把握・分析に資する観点から、更なる取組を検討しているか。

(3) 経済センサス-活動調査との連携について

〔「今後の課題」における記述（抜粋）〕

近年、農業経営の継続・発展のため、法人経営の育成・確保が推進された結果、法人形態の組織経営体が増加しつつあり、その中には農業の6次産業化等により、農業以外の事業に参入しているものも増えてきている。また、平成21年の農地法（昭和27年法律第229号）改正により、農業以外の事業を営む株式会社等が賃借であれば全国どこでも自由に参入することが可能となったことから、当該株式会社等が農業に参入するケースも増えつつある。

こうしたことから、今後、中心となる経営体の育成、農地の集積、新規就農者の雇用就農の促進等に係る施策の検討に当たっては、①上述のような法人形態の組織経営体及び農業以外の事業を営む株式会社等における主業以外の事業への参入の実態、②農業を営む法人（企業及び事業所）の全体の年間総売上（収入）金額や従業者数、これらに占める農業のウェイト、農業以外の事業の概要（事業種類、売上金額等）、農業の生産活動の概要（生産している農産物の種類、耕地面積等）等の相互関係・推移等を把握・分析する必要があると考えられる。

このため、農林水産省は、2015年農林業センサスの調査対象となった農林業経営体のうち法人形態のものに係る調査結果について、事業所母集団データベースを介して、平成28年（2016年）に実施された経済センサス-活動調査（総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査）による調査結果のデータ移送を受けることにより、両調査の連携を図り、上記に係る把握・分析をするための統計の作成に向けて検討する必要がある。

## (審査状況)

本課題は、近年、農林業経営体において、農業以外の事業に参入しているものも含め、法人形態の組織経営体が増えていることを踏まえ、農業経営の継続・発展を図る上で中心となる組織経営体の育成、農地の集積、新規就農者の雇用就農の促進等の各種施策の検討に資する観点から、2015年農林業センサスにおける法人形態の農林業経営体に係る調査結果と平成28年経済センサス-活動調査結果との連携を図ることにより、①法人形態の組織経営体及び農業以外の事業を営む株式会社等における主業以外の事業への参入の実態、②農業を営む法人全体の年間総売上（収入）金額や従業者数、これらに占める農業のウェイト、農業以外の事業の概要、農業の生産活動の概要等の相互関係・推移等に係る把握・分析が可能となるような統計作成について検討することを求めたものである。

これを踏まえ、農林水産省は、平成24年経済センサス-活動調査の調査票情報を入手し、2015年農林業センサスにおける法人経営体と名寄せを行い、農業参入や農業以外の事業の概要について把握・分析するための集計方法等について検討を行ったところであり、今後、平成24年経済センサス-活動調査結果における検討結果を踏まえて、平成28年経済センサス-活動調査結果と連携した集計を行い、e-Stat等において公表予定としている。

これについては、当該課題への対応を図るものとして、おおむね適切と考えるが、これまで具体的な検討状況及び今後の検討予定等について確認することとしたい。

## (論点)

- 1 平成24年経済センサス-活動調査結果及び2015年農林業センサス結果を用い、集計方法等について、具体的にどのような検討がなされたのか。当該検討結果を踏まえ、平成28年経済センサス-活動調査結果を用いて、どのような集計・分析を行うのか。その集計・分析結果については、いつ頃公表予定か。
- 2 また、この取組の更なる推進を図る観点から、次回の経済センサス-活動調査における単独事業所調査票（農業・林業・漁業）及び事業所調査票（農業・林業・漁業）第2面の調査事項について、調査実施者に改善を働き掛けるなどの取組を行なう余地はないか。